

**2021 年度(令和3年)**

**事業報告書**

**社会福祉法人 東京リハビリ協会**

## ◆法人重点項目について

### 1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手村リネン事業について

弊会は1964年(昭和39年)9月15日に、前身である障害者無認可作業所「三恵中央センター」として開設され、アジア初の東京オリンピック・パラリンピック選手村のリネンサプライ業務を受託したことが始まりであった。

57年後の東京2020オリンピック・パラリンピック開催に於いても、弊会評議員の山田修氏のご尽力により、12社による「リネンクリーニング業務共同企業体」に加わり、再び選手村のクリーニング業務を請け負い、1ヶ月間で約8,000千円の売上を獲得することができた。

また、一年に亘る粘り強い営業により、株式会社エアウィーヴ様より、選手村で使用されたシーツやピロケース等、リネン品約13万点を、リサイクルウエス事業で使用する製品加工約100万枚分として無償で寄贈していただいた。

### 2. 親亡き後を見据えた自立生活移行推進

自立生活移行推進については、利用者定員確保と同様に、年度当初より立川・日の出両事業所における自立生活移行人数の目標を掲げ、利用者本人やご家族の意向を確認しながら、グループホーム等へのマッチングを推進した結果、立川事業所においては、7月に1名、10月に1名、合計2名の方がグループホームに入居し、自立生活に移行することができた。

日の出事業所については、2名の方がグループホームの体験入所を実施したが、入居には至らなかった。また、高齢により福祉ホームでの生活の継続が難しくなった入居者1名について、担当の介護支援専門員のサポートにより、日の出町内にあるサービス付き高齢者向け住宅への入居が決定した。日の出事業所への通所も継続して利用可能となったことで、慣れた環境の中で安心した生活を送ることができるよう生活基盤の整備を進めることができた。

### 3. 障害の多様化、重度化及び高齢化に伴う対策

#### ～訓練・作業生産科目対策～

利用者の働く環境を「誰もが働きやすい環境」に改善していくために、各事業所において次の取り組みを実施した。

立川事業所においては、車椅子の利用者に対して、1階出庫作業場内に新たに作業台を設置することで、安全にリネン作業に従事できるように整備した。高齢の利用者1名については、立位作業が中心である2階仕上げ場の検品作業から、座位での作業が可能な3階たたみ作業場へ配置転換を行った。また、てんかん発作を発症した利用者1名に対して、転倒等によるケガを防止するために、1階出庫作業場から4階簡易作業場に配置転換を行い、座位で安心・安全に作業に取り組むことができる環境を提供した。

生活介護事業の利用者については、リネン作業以外に、事業所内駐車場や本館前玄関等の花壇の手入れ作業及び草取り作業等のメニューを用意するなど、それぞれの利用者のペースや障害特性に合わせた作業内容の提供を行った。

日の出事業所においては、ウエス部門でリサイクルウエス加工の補助作業を行っている生活介護事業の利用者(2名)について、本人に合ったペースで落ち着いて作業に参加することができることを目的に、作業場内に専用の作業スペースを設置した。また、ホテルリネンのタオル手たたみ作業場に座位で作業することができるように作業台を増設し、医療リネン作業場内で座位作業を行っていた利用者(4名)の配置を変更し、ホテルリネン作業を可能とした。ほかにも、各利用者の適正を確認しながら、リネンサプライ・クリーニング部門の医療リネン作業場からホテルリネンのタオル手たたみ作業場やガウン類の前さばき作業場への異動を行い、それぞれの部門の生産量に合わせて適材適所の配置となるように見直しを実施した。

#### ～工賃規程の見直し～

2021年4月に利用者の適正配置に伴う関係者会議を開催し、工賃のあり方について議論を交わした。その中で、工賃昇給について、考課点に基づく5段階評価の区分けや、60歳以上の利用者の昇給停止のほか、生活介護事業の利用者については、考課点に応じ

て生産貢献度が高い利用者を生産型に区分けし、生産型の利用者のみ昇給を行う等の新たな仕組みを設けた。

重度化、高齢化に伴う実際の作業能力と現状の支給実態等に一致していない事例の見直しについては、2021年5月より毎月実施している立川・日の出両事業所サービス管理責任者(4名)による福祉支援課会議において意見交換を行い、時給の見直しを実施するために必要な項目等を検討し、立川事業所並びに日の出事業所において、生産性と工賃が見合っていない利用者16名に対して特別昇給を実施した。

#### **4. 経営基盤の強化**

##### ①経営スタッフの補強並びに適材適所の配置

事業部門が多い日の出事業所においては、2021年4月から複数の管理者により連携を図り、事業所を強化することを目的として、新たに2名の管理者を設置し管理者3名体制を構築した。各事業の執行機関を担う経営推進室の室長には、267名の応募があったが、適任者がいなく採用に至らなかった。また事業収入を確保するために最も重要である事業振興部(営業)には、事業振興部一部に2名、事業振興部二部に1名、計3名を採用した。3名とも早期に成果を上げる等、将来的に期待できる人材確保となった。

##### ②技術を習得し、人材を育成する。(外部・内部等研修並びに諸会議の実施)

人材育成に係る計画について、てんかん基礎講座や2021年度障害者虐待防止リーダー職員等研修会へのオンラインによる参加を実施した他、クリーニング師国家資格等事業に必要な資格取得研修へ延べ44名が参加した。(外部研修・資格取得研修の詳細についてはP5~P6①外部研修への参加参照)

また定期的会議においては、経営推進会議は新型コロナウイルスの影響により、8月はオンラインでの開催を実施、また、事業所内で新型コロナウイルスの陽性者が多数発生したこと等により、9月、11月、1月、2月は中止とした。事業振興部会議は月初又は月末に計12回と予定通り実施した。

##### ③財政基盤構築のための収入確保

2021年度は年間を通じコロナ禍の影響を受けた一年となった。その中においても就労

支援事業収入においては、予算比、前年比とも上回ることができた(就労支援事業収入総額 1,172,394 千円、予算比 100.7%、前年比 107.9%)。特にホテルリネン事業においては、2021 年度は 3 度に亘り新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されたが、昨年 9 月 30 日に解除されてから回復傾向となり、最終的に予算比 103.7%、前年比 154.5%と大きく伸ばすことができた。また、観賞魚リース事業においては、ダイレクトメールの発送に使用する名簿を、新たな手法により作成。幼稚園・保育園・老人福祉施設・クリニック等を中心に効率的なターゲティングを実施した結果、新規契約台数は前年より 17 台増やすことができ、観賞魚リース事業全体の収入も前年比 119%と大きく伸ばすことができた。

報酬アップに欠かせない定員確保対策について、年度当初よりそれぞれの事業の増員目標を掲げ、相談支援事業所や各市区町村の障害者相談窓口等に定期的なアプローチを行うとともに、立川事業所においては前年度に引き続き、武蔵台学園の出張説明会に参加するなど、特別支援学校との連携を強化し、結果法人全体で就労継続支援 B 型事業 9 名、生活介護事業 1 名の増員に結び付けた。(各事業の増員実績については、P4~P5 各事業の増員実績参照)また、長期欠勤者及び出勤率が低い等の対象者については、各々の心身や生活の状況等の把握を行い、適切な支援を心掛けながら状態の改善に努めるとともに、コロナ禍の影響により、出勤できなくなった利用者については、電話等による在宅支援を実施した。(法人全体で延べ 11 名、計 536 日間)

今年度において新型コロナウイルス感染症対策として、相談支援事業所による個別支援計画のモニタリング実施の来所を控えていただき、電話等にて聞き取りを実施した。

#### ④徹底した支出を抑えるための対策

予算管理を任命された担当職員が予算執行管理表を毎月所長へ提出。超過・未執行のもの等については、職員全員が参加する職員会議・終礼等において伝えることにより、職員全体で予算執行の状況を共有できる環境を構築した他、立川事業所では随時個別面談により適正に執行できるよう指示した。

## ◆法人全体の概要について

- ・利用者の状況について(2022年3月31日現在)

法	人	全	体	定員	185名	現員	194名
				就労継続支援B型事業	定員 125名	現員	140名
				生活介護事業	定員 60名	現員	54名

自立生活移行に欠かせない所得の向上について、弊会が運営する就労継続支援B型3事業所の平均工賃支給額は71,492円となり、コロナ禍の影響により、出勤率の低下、欠勤も多数発生した中で前年度より工賃の増加を達成した(2020年度平均工賃支給額70,631円)。

また、生活介護2事業の平均工賃においても今年度は25,288円支給し、前年度より工賃を増額することができた(2020年度平均工賃24,225円)。

- ・工賃支給の状況について

2021年度工賃支給総額：128,553千円(2020年度123,282千円)

B型3事業所平均工賃：2021年度71,492円(2020年度70,631円)

※生活介護事業利用者の平均工賃は、1人あたり月額25,288円(2020年度24,225円)を支給した。

- ・苦情報告

法人全体で年間を通し、利用者から寄せられた苦情は1件もなかった。

- ・各事業の増員実績

法人全体 10名(生活介護事業 1名 就労継続支援B型事業 9名)

○立川リハビリ(生活介護) 0名

○ワークステーション立川(B型) 5名

(4月1名、5月1名、6月1名、7月1名、12月1名)

○日の出リハビリ(B型) 0名

○ワークスタディ日の出(B型) 4名

(5月1名、7月1名、8月1名、9月1名)

○ワークスタディ日の出(生介) 1名

(4月1名)

## 2021年度(令和3年) 決算報告

### 貸借対照表

令和4年3月31日現在 (単位:円)

科 目	金 額
流動資産	1,287,598,174
固定資産	2,241,022,998
うち基本財産	1,456,096,517
うちその他の固定資産	784,926,481
資産の部合計	3,528,621,172
流動負債	285,697,184
固定負債	26,258,778
負債の部合計	311,955,962
基本金	335,287,080
国庫補助金等特別積立金	715,611,905
その他の積立金	51,000,000
うち工賃変動積立金	17,000,000
うち設備等整備積立金	34,000,000
次期繰越活動収支差額	2,114,766,225
純資産の部合計	3,216,665,210
負債及び純資産の部合計	3,528,621,172

### 財産目録

令和4年3月31日現在 (単位:円)

#### 【資産の部】

科 目	金 額
基本財産	1,456,096,517
流動資産	1,287,598,174
有形固定資産	698,203,801
その他固定資産	86,722,680
資 産 合 計	3,528,621,172

#### 【負債の部】

科 目	金 額
流動負債	285,697,184
固定負債	26,258,778
負 債 合 計	311,955,962

正 味 資 産	3,216,665,210
---------	---------------

### 事業活動収支計算書

(自: 令和3年4月1日 至: 令和4年3月31日) (単位:円)

科 目	金 額
サービス活動収益計	1,631,473,614
サービス活動費用計	1,613,732,501
サービス活動増減差額	17,741,113
サービス活動外収益系	23,345
サービス活動外費用計	138,207
サービス活動外増減差額	△ 114,862
経常増減差額	17,626,251
特別収益計	0
特別費用計	205,987
特別増減差額	△ 205,987
当期活動増減差額	17,420,264
前期繰越活動増減差額	2,097,345,961
当期末繰越活動増減差額	2,114,766,225
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	0
次期繰越活動増減差額	2,114,766,225

### 資金収支計算書

(自: 令和3年4月1日 至: 令和4年3月31日) (単位:円)

科 目	金 額
事業活動収入計	1,631,496,959
事業活動支出計	1,493,433,383
事業活動資金収支差額	138,063,576
設備整備等収入計	150,000
設備整備等支出計	5,767,643
設備整備等資金収支差額	△ 5,617,643
その他の活動収入計	0
その他の活動支出計	0
その他の活動資金収支差額	0
当期資金収支差額	132,445,933
前期末支払資金残高	870,811,603
当期末支払資金残高	1,003,257,536

# 監査報告書

令和4年6月 / 日

社会福祉法人東京リハビリ協会

理事長 緑川 清美 殿

監事 小泉晴俊  
監事 石亀邦俊

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上